

平成30年12月20日

保護者の皆様へ
学生の皆様へ

四国職業能力開発大学校
校長 相良 和伸

平成30年7月豪雨により被災された学生等に対する授業料等の免除について

平成30年7月豪雨により被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。
四国職業能力開発大学校では、この災害により、学ぶ意欲と能力のある学生等が修学を断念することがないように、被災世帯の学生に対して、下記のとおり平成30年度の授業料等の免除を行います。

記

1 免除の内容

- (1) 災害発生日以降の平成30年度授業料の免除
- (2) 災害発生日以降の平成30年度寄宿舍使用料の免除

2 免除の対象者

平成30年7月豪雨の災害発生日（災害救助法適用日）時点において、災害救助法適用地域^{※1}に主たる学資負担者が居住していた学生等又は被災地域内の独立生計者であった学生等であって、罹災した事実を公的証明書等により証明が可能で、次のいずれかに該当する方。

- (1) 家屋等の全壊、大規模半壊、半壊、流失の罹災証明が得られる方^{※2}
- (2) 主たる学資負担者がこの災害により死亡又は行方不明の方
(※1 災害救助法適用地域は全国で11府県67市39町4村の地域となっております。詳細は内閣府「防災情報のページ」のホームページでご確認ください。
参考 URL : http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/20180831_gouu_kyuujo_18.pdf)
(※2 一部損壊は除きます。)

3 申請方法

上記に該当される方は、申請書類を学務課窓口に提出して下さい。

申請後、審査の上、授業料等の免除を決定いたします。

(以下(1)①様式については、HPへ掲載しております。

<http://www3.jeed.or.jp/kagawa/college/>)

(1) 申請書類

- ① 「免除申請書」
- ② 「罹災証明書等の写」(上記2の(1)に該当する方)
- ③ 「死亡又は行方不明を証明する書類の写」(上記2の(2)に該当する方)

(2) 申請期限

平成31年1月15日(火)【厳守】

4 その他

- (1) 通常の授業料免除制度で全額免除(平成30年度前期及び後期)されている場合は、本免除については対象外となります。
- (2) 免除を承認された本免除対象者がすでに平成30年度授業料等納付している場合は、免除する額を算定し返還を行います。

(お問い合わせ先)

四国職業能力開発大学校 学務課(鈴木・河原)

電話 0877-24-6255



(様式1)

平成 年 月 日

免除申請書

四国職業能力開発大学校長 殿

申請者 氏名 _____ 印
(学 生) 住 所 _____
連絡先 _____

被災者氏名 _____

申請者との続柄 (1. 本人 2. 学資負担者) _____

被災者住所 _____

平成30年7月豪雨の災害を受けたため、災害発生日（災害救助法適用日）以降の平成30年度《 授業料・寄宿舍使用料 》を免除いただきたく、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

1 添付書類（罹災証明書等の写）

※この申請書の個人情報は、当該免除に関する業務のみに使用します。